

# 第15回 壬生町農業委員会総会 議事録

令和6年9月20日（金）【午前10時00分開会】

1. 開催日時 令和6年9月20日（金）午前10時00分から午前11時20分

2. 開催場所 壬生町役場 101会議室

3. 出席委員 10人

会長 10番 大橋 好一

会長職務代理者 8番 琴寄 成人

委員 1番 早乙女春香 2番 安納 一雄 3番 高橋 宏治 4番 刀川 正己

5番 鯉沼 玲子 6番 大関 孝男 7番 葭葉 孝男

9番 木野内佳代子

4. 参集推進委員

佐藤 達推進委員 森田 栄推進委員

5. 議事日程

開 会

議事録署名委員の指名

会議書記の指名

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請の件について

議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請の件について

議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請の件について

議案第4号 壬生町農用地利用集積計画の件について

報告第1号 非農地証明願の件について

報告第2号 農地法第3条の3の規定による届出の件について

報告第3号 農地法第4条の規定による届出の件について

報告第4号 農地法第5条の規定による届出の件について

報告第5号 農地法第5条の規定による許可処分の取消願の件について

その他

閉 会

6. 農業委員会事務局職員

事務局長 岡 洋子 局長補佐兼農地調整係長 宇賀神 尚

局長補佐 赤羽根和男 主任 松本ひなた

## 7. 会議の概要

令和6年9月20日（金）【午前10時00分開会】

- 局長 定刻になりましたので、只今より第15回壬生町農業委員会総会を開会いたします。ただ今の出席委員は10名で、欠席者はありません。また、佐藤 達推進委員、森田 栄推進委員にも出席をいただいております。総会開催の定足数に達しておりますので、本総会は成立いたします。

それでは、会長よりあいさつ並びに開会宣言をお願いいたします。

- 会長 みなさん、おはようございます。今、稲刈りが盛んに行われていますが、今日は天気が良く、明日あさってから天気が崩れるようですので、稲刈り作業についてはこれからの作業と天気をうまく合わせながら作業を進めていただければと思います。また、事故のないようお願いしたいと思います。

また、皆さんにおかれましては、農地パトロールを各地区で行っていただいておりますが、大変お疲れ様です。新しい耕作放棄地、またその類の農地を日頃から注意して見ていただいて、その際に、地権者がいたとすれば、一声かけていただければ、耕作放棄地予備軍の農地にならないような防止効果があるのではという感じがいたします。

また、新聞で今年の米の価格が出ていましたが、確か16,300円でしたね。ちまたでは、業者では24,000円から25,000円で買っていただいているというようなことがありました。また、新聞で米が高い高いと言っていますが、昨日、都賀のライスセンターに行きましたが、倉庫には去年の米が随分残っているような状況でした。

私たち生産者からすれば、この価格がこれから先も維持していけば、生産にも意欲がわき、農地の維持にもつながっていくのかなという感じがしますので、これからも注目していきたいと思います。

今日は議事案件がたくさんありますが、皆さんの慎重な審議をいただきまして、早目に終了することができますようお願い申し上げて挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくをお願いいたします。

- 局長 ありがとうございます。総会の議事進行につきましては、農業委員会総会規則第5条の規定により、会長をお願いいたします。

- 議長 それでは、壬生町農業委員会総会規則第19条第2項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。

(異議なし)

○議長 それでは、7番 葭葉孝男委員、1番 早乙女春香委員をお願いいたします。なお、本日の会議書記は、事務局職員の 宇賀神局長補佐を指名いたします。

---

○議長 議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請の件について」を議題といたします。事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

●事務局 議案書の朗読と説明 (宇賀神農地調整係長)

それでは議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請の件について」、議案に従いまして、ご説明いたします。

第1項

譲渡人 \_\_\_\_\_ (北小林) 自作地 37畝 貸付地 99畝

譲受人 \_\_\_\_\_ (北小林) 自作地 177畝 借受地 99畝

(土地の表示)

壬生町大字北小林字塚田 \_\_\_\_\_ 田 3756㎡

売買による所有権移転 \_\_\_\_\_ 円 稼働4人

第2項

譲渡人 \_\_\_\_\_ (釜ガ淵) 自作地 93畝

譲受人 \_\_\_\_\_ (釜ガ淵) 自作地 131畝

(土地の表示)

壬生町大字下稲葉字太神宮 \_\_\_\_\_ 田 107㎡

売買による所有権移転 \_\_\_\_\_ 円/10a 稼働2人

以上、第1項、第2項案件につきまして、農地法第3条第2項第1号の全部効率利用要件、同第4号の農作業常時従事要件について、申請書、添付書類、農地台帳等により確認いたしましたが、いずれも要件を満たしておりました。説明は以上です。

○議長 それでは、第1項案件を議題といたします。  
ただいまの事務局の説明に関連して、調査委員の方から、現地調査の結果並び

に補足説明をお願いいたします。

○議長 4番 刀川 正己 委員

●4番 刀川 正己 委員（1項の現地調査の結果並びに補足説明）

議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請の件について」第1項について説明いたします。

去る9月18日に私と安納一雄農業委員、森田 栄推進委員と、譲受人の\_\_\_\_氏の父親の\_\_\_\_氏立会いのもと、現地確認をいたしました。チェックシートに従い、1番から7番の項目について確認しましたが、いずれも問題を生じる恐れはなく、農地法第3条第2項第6号の地域との調和要件も満たしておりました。以上ご報告いたします。

○議長 ありがとうございます。それでは、第1項案件について質疑に入ります。ただいまの説明について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

（質問意見なし）

○議長 他にございますか。発言がないようですので、それでは採決いたします。議案第1号第1項について、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

（全員挙手）

○議長 全員賛成ですので、議案第1号第1項は、原案のとおり決定いたしました。

○議長 次に第2項案件を議題といたします。

ただいまの事務局の説明に関連して、調査委員の方から、現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。

○議長 5番 鯉沼 玲子 委員

●5番 鯉沼 玲子 委員（2項の現地調査の結果並びに補足説明）

議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請の件について」第2項について説明いたします。

去る9月14日に私と刀川正己農業委員、鯉沼正男推進委員長と、譲渡人の\_\_

\_\_\_\_\_氏立会いのもと、現地調査を行い、周辺地域との関係性について現地確認いたしましたのでご報告いたします。チェックシートに従い1番から7番までの項目について確認いたしましたが、何ら問題を生じる恐れはなく、農地法第3条第2項第6号の地域との調和要件も満たしておりましたのでご報告いたします。以上です。

○議長 ありがとうございます。それでは、第2項案件について質疑に入ります。ただいまの説明について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

○議長 5番 鯉沼 玲子 農業委員

●5番 鯉沼 玲子 委員

先ほどの案件で、お互いの農地の境に水路が入っていて、その水路は公の水路でなくて、お互いで作った水路なのですが、その管理は個人で最後までやって下さるといふことなんです。

○議長 4番 刀川 正己 委員

●4番 刀川 正己 委員

でも、公共性が高い。そこを塞いでしまうと、雨が降って雨水が溢れたりするのでは。将来に亘ってということを見ると。今までこのような案件に立ち会ったことがなかったので。水路は半分ずつ個人の持ち物で、水路の真ん中に境があるんです。

○議長 半分ずつ個人の持ち分であるなら、将来代替わりをしても、半分ずつならわかるのでは。片方に水路が入っていて共同で使っているよりはわかりやすい。

●4番 刀川 正己 委員

今の代では状況が分かっているのでトラブルもなく大丈夫だと思いますが、代が替わってしまうと何故水路の真ん中に境があるのかと、そういう心配はないのかと。別に心配なければいいのだと思うのですが。

○議長 その水路は2軒だけで使っているのですか。

●4番 刀川 正己 委員

その水路は周辺の家何軒かが関係しています。

○議長　でもその名義はその2軒の家なんですよ。

●4番　刀川　正己　委員  
今はその状況に納得して問題はないということです。

○議長　その2軒で共同で作った水路なのですか。

●4番　刀川　正己　委員  
そうみたいです。ただ、その水路の上流にも続いているので。

○議長　昔は土側溝になっているところで、上流からきているがそこだけU字溝を入れているとか。

●4番　刀川　正己　委員  
個人の持ち物だから、将来そこを潰してしまったりすると、大雨の時水路の水が溢れて外に流れ出してしまうのでは。現にこの水路を上流でも使っているらしいので。

○議長　そこは地元の人で話して、お互いに理解してもらえればいいのではないですかね。

●4番　刀川　正己　委員  
法律的に問題が無ければいいのですが。

●事務局説明　（宇賀神農地調整係長）

代替わりする心配というのは、結局\_\_\_さんのままであっても変わらないので、それが今回\_\_\_さんに移って、農地法的には特に問題はないと思います。あくまでも\_\_\_さんと\_\_\_さんとでそこは残してもらって、農業委員会で農地法第3条の許可を出すことに対して、それが影響するということはないと思います。

○議長　農地法上は問題ということなので、その他のことは当事者で話し合ってもらえないですかね。それではよろしいですかね。

（質問意見なし）

○議長 それでは採決いたします。議案第1号第2項について、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

○議長 全員賛成ですので、議案第1号第2項は、原案のとおり決定いたしました。

---

○議長 次に、議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請の件について」を、議題といたします。事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

●事務局 議案書の朗読と説明(宇賀神農地調整係長)

それでは、議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請の件について」ご説明します。

第1項

申請人 \_\_\_\_\_ (北原)

(土地の表示)

壬生町大字羽生田字北原 \_\_\_\_\_ 畑 6003㎡のうち  
2290.29㎡

園芸用土採取

○議長 ただいまの事務局の説明に関連して、この件については去る9月13日の調査委員会において調査済みですので、第1項案件について、調査委員長の 7番 葭葉 孝男 委員 から、現地調査の結果報告をお願いいたします。

●7番 葭葉 孝男 委員(1項案件について報告)

議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請の件について、現地調査委員会の調査結果を報告いたします。

現地調査については、9月13日(金)に私と、大橋好一会長、鯉沼玲子農業委員、佐藤 達推進委員、森田 栄推進委員、岡 洋子事務局長、宇賀神 尚局長補佐、赤羽根和男局長補佐の8名で調査いたしました。

第1項案件についてご報告します。

申請地は、\_\_\_\_\_ から北に約800メートルのところに位置しており、農振農用地に該当します。

事業計画書によると、申請人は、園芸用土採取のため、隣接地から保安距離を

東側は2メートル、西側は1メートル、南側は0メートル、北側は1メートルを確保し、防護ネットを施すことになっています。掘削深は、最大1.7メートルとなっています。埋戻用土の調達方法は、鹿沼市にある\_\_\_\_\_から1トン当たり\_\_\_\_\_円で購入する契約を締結しております。採取した土は、鹿沼市の\_\_\_\_\_等に販売する予定となっています。

事業資金\_\_\_\_\_万円については、自己資金で対応するため、金融機関からの残高証明書が添付されております。

隣地土地所有者の転用同意書は添付されております。

以上のことから、農振農用地であります。園芸用土採取のための一時転用であり、現地調査において保安距離・保安角度・掘削の深さを守ることに付いて、厳重に指導し申請人も遵守すると約束しましたので、調査委員会としましては、許可やむなしとなりましたので、報告いたします。審議のほどよろしく願いいたします。

○議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。ただいまの事務局説明、調査委員長からの報告について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

(質問意見なし)

○議長 発言がないようですので、それでは採決いたします。議案第2号第1項について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

○議長 全員賛成ですので、議案第2号第1項は原案のとおり決定いたしました。本案件については、壬生町農業委員会会長名で許可指令書を交付いたします。

---

○議長 次に、議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請の件について」を、議題といたします。事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

●事務局 議案書の朗読と説明 (宇賀神農地調整係長)

それでは、議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請の件について」ご説明します。

第1項

貸 人 \_\_\_\_\_ (安塚二)

借 人 \_\_\_\_\_ (千葉県)

\_\_\_\_\_ (千葉県)

(土地の表示)

壬生町大字安塚字鹿島原 \_\_\_\_\_ 畑 499 m<sup>2</sup>

住宅敷地 30年間の使用貸借権の設定

第2項

譲渡人 \_\_\_\_\_ (下町)

譲受人 \_\_\_\_\_ (下町)

(土地の表示)

壬生町大字上稲葉字古屋敷 \_\_\_\_\_ 田 16 m<sup>2</sup>

住宅敷地の拡張 売買による所有権移転

第3項

賃貸人 \_\_\_\_\_ (中泉)

\_\_\_\_\_ (中泉)

賃借人 株式会社 \_\_\_\_\_

代表取締役 \_\_\_\_\_ (壬生町)

(土地の表示)

壬生町大字中泉字大宮 \_\_\_\_\_ 畑 19 m<sup>2</sup>

壬生町大字中泉字大宮 \_\_\_\_\_ 畑 929 m<sup>2</sup>

壬生町大字中泉字大宮 \_\_\_\_\_ 畑 1038 m<sup>2</sup>

壬生町大字中泉字大宮 \_\_\_\_\_ 畑 604 m<sup>2</sup>

合計 2590 m<sup>2</sup>

園芸用土採取 1年間の賃借権設定

○議長 ただいまの事務局の説明に関連して、この件については去る9月13日の調査委員会において調査済みですので、第1項案件について、調査委員長の 7番 葭葉 孝男 委員 から、現地調査の結果報告をお願いいたします。

● 7番 葭葉 孝男 委員 (1項案件について報告)

議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請の件について、現地調査委員

会の調査結果を報告いたします。

現地調査については、第4条の現地調査と同じ9月13日（金）に同じメンバーで調査いたしました。

第1項案件についてご報告します。

申請地は、\_\_\_\_\_から東に約200メートルのところに位置しており第2種農地に該当します。

事業計画書によると、借人は、現在千葉県の借家に居住しております。転勤により壬生町に戻ってくるため、家族3人が生活する住宅の建築を計画しました。土地の選定については、代替性の検討を行っており、農地の縁辺部にあり周辺の農地への影響も軽微であることから、申請地を決定しております。

事業資金約\_\_\_\_\_万円は、全額借入金で対応するため、金融機関からの残高証明書が添付されております。

以上のことから、第2種農地であり、立地基準、一般基準による事業の実施可能性に問題はないものと思われ、調査委員会としましては、許可やむなしとなりましたので報告します。審議のほどよろしく願いいたします。

○議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。ただいまの事務局説明、調査委員長からの報告について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

(質問意見なし)

○議長 発言がないようですので、それでは採決いたします。議案第3号第1項について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

○議長 全員賛成ですので、議案第3号第1項は原案のとおり決定いたしました。本案件については、壬生町農業委員会会長名で許可指令書を交付いたします。

○議長 続いて、第2項案件について、調査委員長から、現地調査の結果報告をお願いいたします。

○議長 7番 葭葉 孝男 委員

●7番 葭葉 孝男 委員 (2項案件について報告)

次に第2項案件について報告します。

申請地は、\_\_\_\_\_の南東約100メートルのところに位置しており、第1種農地に該当します。

事業計画書によりますと譲受人の居宅の裏側を農作業場、倉庫への通路として使用しておりますが、利便性を向上させるため通路の拡幅を計画しています。

以上のことから、第1種農地ではありますが、既存の施設の面積の2分の1を超えない拡張であり、不許可の例外に該当することから、立地基準、一般基準による事業の実施可能性に問題はないものと思われ、調査委員会としましては、許可やむなしとなりましたので報告します。審議のほどよろしく願いいたします。

○議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。ただいまの事務局説明、調査委員長からの報告について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

(質問意見なし)

○議長 8番 琴寄 成人 委員

●8番 琴寄 成人 委員

この農地は今住んでいる家の真後ろの土地になるのですか。

○議長 宇賀神局長補佐

●事務局説明 (宇賀神農地調整係長)

案内図で言いますと、今回の申請地は\_\_\_\_さんの北側の所に、\_\_\_\_さんの宅地と\_\_\_\_さんの農地が少し入り組んでおり、お互いに境を平らにするための、実質交換になります。\_\_\_\_さんの土地は宅地、\_\_\_\_さんの土地は農地であるため、交換での所有権登記は出来ず、双方売買の形を取ることになります。今回は\_\_\_\_さんの農地を宅地拡張で\_\_\_\_さんに所有権移転するための農地申請になります。

○議長 8番 琴寄 成人 委員

●8番 琴寄 成人 委員

右側の四角く囲ったところは宅地になっていたのですね。

●事務局説明 (宇賀神農地調整係長)

その宅地がハウスの方とくっついて、少し飛び出していた形になっていました。今回その部分を切って平らにすればお互い利用しやすくなるということで、話が

まとまったということです。

○議長 この宅地の部分を\_\_\_さんは自分の農地だと思って使っていたのですか。

●8番 琴寄 成人 委員  
そうです。

○議長 今度子供が家を建てるのに、今回の申請の土地が農地で、家を建てる土地が全部宅地だったということが分かったんじゃないですかね。

●8番 琴寄 成人 委員  
話をしたら、今回\_\_\_さんは、今回の案件の農地の隣の出っ張った形の土地のことを知らなかったみたいでした。

○議長 今回測量をして、\_\_\_さんの家の北側の境界をまっすぐにした方が将来のためにもいいのではないかという、お互いの話し合いの中で今回の手続きになったようです。

●8番 琴寄 成人 委員  
16㎡だからね。

○議長 農地と農地であれば交換ということでわかりやすかったが、片方が宅地だったから今回のような申請になりました。

○議長 よろしいですか。その他に何かございますか。

(質問意見なし)

○議長 発言がないようですので、それでは採決いたします。議案第3号第2項について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。  
(全員挙手)

○議長 全員賛成ですので、議案第3号第2項は原案のとおり決定いたしました。本案件については、壬生町農業委員会会長名で許可指令書を交付いたします。

○議長 続いて、第3項案件について、調査委員長から、現地調査の結果報告をお願い

いたします。

○議長 7番 葭葉 孝男 委員

●7番 葭葉 孝男 委員 (3項案件について報告)

次に第3項案件について報告します。

申請地は、\_\_\_\_\_から北西に約100メートルのところに位置しており、農振農用地に該当します。

事業計画書によると、賃借人は、赤玉土・鹿沼土採取のため、隣接地から保安距離を東側は1メートル、西側は3メートル、南側は1メートル、北側は3メートルを確保し、防護ネットを施すことになっています。保安角度を45度確保し、掘削深は、最大2.2メートルとなっています。埋戻土の調達方法は、壬生町\_\_\_\_\_にある\_\_\_\_\_から購入する予定となっております。採取した土は、壬生町の\_\_\_\_\_に販売する予定となっています。

事業資金\_\_\_\_\_万円については、自己資金で対応するため、金融機関からの残高証明書が添付されております。

隣接土地所有者の転用同意書は添付されております。

以上のことから、農振農用地であります。園芸用土採取のための一時転用であり、現地調査において保安距離・保安角度・掘削の深さを守ることに付いて、厳重に指導し賃借人も遵守すると約束しましたので、調査委員会としましては、許可やむなしとなりましたので報告します。審議のほどよろしく願いいたします。

○議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。ただいまの事務局説明、調査委員長からの報告について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

(質問意見なし)

○議長 発言がないようですので、それでは採決いたします。議案第3号第3項について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

○議長 全員賛成ですので、議案第3号第3項は原案のとおり決定いたしました。本案件については、壬生町農業委員会会長名で許可指令書を交付いたします。

---

○議長 次に、日程第5 議案第4号「壬生町農用地利用集積計画の件について」を議題といたします。

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の件について、事務局より説明をお願いします。

なお、本案件には、新規分使用貸借権の案件で私が設定人となる事案が含まれております。農業委員会法第31条の規定により、議事参与が制限されておりますので、当該事案の議事については、私は退席することになります。

それでは改めまして、事務局より説明をお願いします。

●事務局 記載のとおり説明〔宇賀神農地調整係長〕

それでは議案第4号「壬生町農用地利用集積計画の件について」、利用権の設定等各筆明細に従いご説明いたします。

議案書7ページ、利用権設定の新規・使用貸借権分について、記載のとおり3件、面積合計が6,396㎡の設定となっております。

次に議案書の8ページ、一括方式の新規・貸借権分について、ですが、資料に訂正がございます。資料の一番上の、利用権を設定する者の、神長正美さんの住所が、上稲葉643番地となっておりますが、上稲葉649番地2の間違いです。申し訳ありません。改めまして、一括方式の新規・貸借権分について、記載のとおり、1件、面積合計が7,476㎡の設定となっております。

次に議案書の9ページから10ページ、一括方式の新規・使用貸借権分について、記載のとおり2件、面積合計が13,738㎡の設定となっております。

次に、議案書の11ページ、所有権移転分について、記載のとおり4件、面積合計が17,265㎡となっております。

以上、各案件は農業経営基盤強化促進法第18条の各要件を満たしていると考えます。説明は以上です。

○議長 ただいま事務局から説明のありました「壬生町農用地利用集積計画の件について」のうち、私が設定人となる事案を除き、質疑に入ります。発言のある方は挙手をお願いいたします。

○議長 3番 高橋 宏治 委員

●3番 高橋 宏治 委員

来年から公社を通す貸借に変わると思うのですが、あえて農業経営基盤強化促進法の利用権設定を新規で使う理由、違いは何か教えてください。継続では農業

経営基盤強化促法の利用権設定を使う場合もあると思うのですが、新規で使う理由は何かあるのですか。

○議長 宇賀神農地調整係長

●事務局説明 (宇賀神農地調整係長)

当事者の希望なのですが、こちらでは公社を勧めているのですが、農地バンクですと、手続きから借り始めるまでに3か月以上かかるので、その長さの問題もありますし、相続が終わっていない農地ですと、農地バンクが認めてくれないので。利用権設定ですと、相続権者の過半以上の同意書をつけてもらえれば認めているところですので。あとは、書類上、今まで慣れている利用権設定で提出してもらおうと、断る理由もないため、新規の利用権設定も受けているという状況です。

●3番 高橋 宏治 委員

金銭的なことは特に変わらないということでもいいのですよね。

●事務局 宇賀神局長補佐

はい。

○議長 今回、私も利用権設定に入っているのですが、農地バンクですと、貸借期間が1月1日から12月31日ということで、5年間か10年間の貸借期間という縛りがあり、途中からの期間はありません。書類の手続きは農地バンクの方が簡単です。あとは、将来5年後、10年後農業を続けていけるかという不安ですよね。また、農地バンクの貸借で期間満了後の継続の手続きがどうなるのかがわからないということがあります。その際に、半年前から手続きをしないといけないのか、直前の手続きでも大丈夫なのか。そのあたりがはっきりしていないので。ただし、農地法第3条の貸借の手続きもあるので。

また、以前農地バンクの農地貸借の件で解約したいという問題が出た時に、農地バンクはあまり手を出さなくて、町の方に解決の方法を求めてくるということがありました。今後、農地バンクを通した貸借件数が増えると更に農地バンクはそういった際に手を出せる状態でなくなってしまうと思います。仕組みだから仕方がないと思いますが。

○議長 4番 刀川 正己 委員

●4番 刀川 正己 委員

会長から、前にトラブルがあったという話が出ましたが、農業委員や推進委員にも結構苦情が来るのですが、農地バンクは関係ないということなのですか。

○議長 農地バンクが借りて貸しているので関係はありますが、書類の手続きだけで、農地をどういう事情で貸し借りして、どうしてその賃借料になったのか、農地の状況はわからないと思います。

●4番 刀川 正己 委員  
そうすると、農地の現状を知っている人がいないとトラブルが多くなってしまおうと思います。

○議長 事務局から農地の斡旋依頼がきた際に、委員が間に入って細かな条件的なことに話をしながら関わっていけば我々にも責任はあると思いますが、お互いの相対で貸借をした場合には、その問題は農地バンクは受けてくれないでしょうから、町に来るようになると思います。

●4番 刀川 正己 委員  
委員の携わっていない農地の貸借の問題の相談が来ても事情がわかりません。

○議長 話をよく聞いて、対処するしかないと思いますが、我々にもどうにもならない時は、最終的にはお互いの間で解決してもらえないと思います。

○議長 その他には何かございませんか。

(質問意見なし)

○議長 発言が無いようですので、それでは採決いたします。議案第4号「壬生町農用地利用集積計画の件について」のうち、私が設定人となる事案を除き、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

○議長 全員賛成ですので、議案第4号「壬生町農用地利用集積計画の件について」のうち、私が設定人となる事案を除き、原案のとおり決定いたしました。

○議長　ここで、議長を琴寄成人職務代理に交代し、退席いたします。

(大橋会長　退席)

(琴寄職務代理　議長席に着席)

○議長　会長退席のため議長を務めさせていただきます。

先ほど事務局より説明のありました「壬生町農用地利用集積計画の件について」のうち、大橋好一会長が設定人となる事案について質疑に入ります。発言のある方は挙手をお願いいたします。

(質問意見なし)

○議長　発言が無いようですので、それでは採決いたします。議案第4号「壬生町農用地利用集積計画の件について」のうち、大橋好一会長が設定人となる事案について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

○議長　全員賛成ですので、議案第4号「壬生町農用地利用集積計画の件について」のうち、大橋好一会長が設定人となる事案について、原案のとおり決定いたしました。

○議長　ここで、退席されていまして会長にお戻りいただき、議長を交代したいと思います。

(琴寄職務代理　自席へ　着席)

(大橋会長　議長席へ　着席)

---

○議長　次に、日程第6　報告第1号「非農地証明願の件について」、事務局長より報告事項の朗読をお願いします。

●事務局　記載のとおり報告

報告第1号「非農地証明願の件について」は、議案書の12ページのとおり2件の申請がございました。内容については記載のとおりでございます。

添付書類も含め完備しており、非農地の要件を満たしておりますので、事務

局長専決により、証明をいたしました。

○議長 ただいまの事務局の報告に関連して、担当地区は私なので私の方から現地調査の結果報告をいたします。

●10番 大橋 好一 会長（1項案件について報告）

報告第1号 非農地証明願の第1項の件についてご報告いたします。去る8月9日、私と戸崎裕司推進委員、願出人の\_\_\_さん親子、不動産会社\_\_\_の担当者、行政書士の方の立会いのもと、現地調査を行いました。現地は昔から\_\_\_町で盆踊り等を開催していたような場所で、雑種地のような場所であったことを確認してまいりました。以上です。

○議長 ただいまの1項案件について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

（発言なし）

○議長 発言が無いようですので、以上で報告第1号第1項を終わります。

○議長 次に第2項案件について、地区担当委員の方から現地調査の結果報告をお願いします。

●4番 刀川 正己 委員（2項案件について報告）

報告第1号 非農地証明願の第2項の件について説明いたします。8月10日に、私と糸川洋一推進委員、不動産会社の\_\_\_さんの立会いのもと、現地調査をしてまいりました。昭和10年に農家住宅を新築し、その時から宅地利用していることを確認しました。現在は空き家になっている状態です。以上になります。

○議長 ありがとうございます。ただいまの2項案件について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

（発言なし）

○議長 発言が無いようですので、以上で報告第1号第2項を終わります。

---

○議長 次に日程第7 報告第2号「農地法第3条の3の規定による届出の件について」、事務局長より報告事項の朗読をお願いします。

●局長 記載のとおり報告

報告第2号「農地法第3条の3の規定による届出の件について」は、議案書の13ページから15ページのとおり6件の届出がございました。

内容については、記載されているとおり、相続による農地の所有権取得に伴う届出でございます。添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により、書類を受理しました。

○議長 ただいまの報告第2号について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

(発言なし)

○議長 発言が無いようですので、以上で報告第2号を終わります。

---

○議長 次に日程第8 報告第3号「農地法第4条の規定による届出の件について」、事務局長より報告事項の朗読をお願いします。

●局長 記載のとおり報告

報告第3号「農地法第4条の規定による届出の件について」は、議案書の16ページのとおり3件の届出がございました。

これについては、市街化区域内の農地における自己用の転用届出であり、内容については記載のとおりでございます。添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により、書類を受理いたしました。

○議長 ただいまの報告第3号について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

(発言なし)

○議長 発言が無いようですので、以上で報告第3号は終わります。

---

○議長 次に日程第8 報告第4号「農地法第5条の規定による届出の件について」、事務局長より報告事項の朗読をお願いします。

●局長 記載のとおり報告

報告第4号「農地法第5条の規定による届出の件について」は、議案書の17ページのとおり5件の届出がございました。

これらについては、市街化区域内の権利の移動を伴う転用届出であり、内容については記載のとおりでございます。添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により、書類を受理いたしました。

○議長 ただいまの報告第4号について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

(発言なし)

○議長 発言が無いようですので、以上で報告第4号は終わります。

---

○議長 次に日程第10 報告第5号「農地法第5条の規定による許可処分の取消願の件について」、事務局長より報告事項の朗読をお願いします。

●局長 記載のとおり報告

報告第5号「農地法第5条の規定による許可処分の取消願の件について」は、議案書の19ページから20ページのとおり2件の届出がございました。

1件目の内容については記載のとおりで、令和6年6月28日付で、          氏、          氏、          氏より、農地法第5条の規定による許可処分の取消願が提出されたため、同日付で書類を受理いたしました。

2件目の内容については記載のとおりで、令和6年8月30日付で、          氏、          氏、          氏より、農地法第5条の規定による許可処分の取消願が提出されたため、同日付で書類を受理いたしました。

○議長 ただいまの報告第5号について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

○議長 昨年許可を受けて、1年経ってから取消願いというのは、それまで気づけなかったということですか。

●事務局 宇賀神局長補佐

はい、そうです。試し掘りだけをして、駄目で、土地については手を付けずにいたのですが、取消願を出していただくよう、前に話をしていたのですが、書類が提出されてこない状態で、今回、別の案件で完了届を提出してい

ただく際に、試し堀りをした農地の件はその後どうなったか聞いたところ、掘れていないということしたので、それならば取消願を提出していただくよう、話をして、遅くなってしまいましたでしたが提出していただいた次第です。

○議長 この場所は\_\_\_\_\_の東側でしたか。

●事務局 宇賀神局長補佐

そうです。区域がはっきりしていなかったところです。

○議長 分かりました。その他何かございますか。

(発言なし)

○議長 それでは発言がないようですので、以上で報告第4号は終わります。

---

○議長 その他に何かございますか。

(発言なし)

---

○議長 よろしいですか。それでは、以上をもちまして、第15回壬生町農業委員会総会を閉会いたします。大変お疲れさまでした。

【午前11時20分閉会】

会 長 大橋 好一

---

7 番 葭葉 寿男

---

1 番 早乙女 春香

---